様式4　業務実施体制

	分担業務分野		予　定　技　術　者				
			主任担当技術者	氏　名	所　属	資　格	定期講習修了年月日
管理技術者	－						
主任担当技術者及び担当技術者	1）建築	（自社）					
		（協力会社）					
	2）構造	（自社）					
		（協力会社）					
	3）積算	（自社）					
		（協力会社）					
	4）電気	（自社）					
		（協力会社）					
	5）機械	（自社）					
		（協力会社）					

設計等の業務に関する報告書の提出年月日	

注）1．記載にあたっては、別添「簡易公募型プロポーザル方式技術提案書の作成上の注意事項」（以下「注意事項」という。）によること。

2．予定技術者（管理技術者を除く。）を複数配置する場合は、主任担当者技術者の氏名の前に◎を付すこと。◎の記載がない場合は、一番上段に書いた者を主任担当技術者とみなす。なお、主任担当技術者は各分野で1人とし、主任担当技術者を複数設定することはできない。

3．予定技術者ごと（自社・協力会社とも）に、「様式5　予定技術者の業務実績等」を作成し、添付すること。※予定技術者を複数配置する場合も、配置する技術者全員について「様式5　予定技術者の業務実績等」を作成し、添付すること。

4．各予定技術者が注意事項1(2)①に掲げる資格を有する場合は、資格者証の写し（有効期限があるものについては有効期限内のもの）を添付すること。また、当該資格が建築士法に規定する建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士である場合は建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了証の写しを添付すること。

5．建築士法第23条の6に規定する「設計等の業務に関する報告書」の最新のもので、提出先である社団法人愛知県建築士事務所協会の受付印のあるものの第1面の写し又は同協会が交付する報告書を受け付けた旨の証明書を添付すること。

様式5　　　　　予定技術者の業務実績等

氏　名				所属	自社・協力会社
区　分	管理技術者 主任担当技術者 担当技術者	分担業務分野	建築・構造・積算・電気・機械	建築CPDの実績	時間

過去5年間の類似業務の実績	業務名	用途	設計区分	実施時期
	発注機関名	構造	階数・面積	立場・担当
			新築・増築・改築	～
		造	階　　㎡	
			新築・増築・改築	～
		造	階　　㎡	
			新築・増築・改築	～
		造	階　　㎡	
			新築・増築・改築	～
		造	階　　㎡	
			新築・増築・改築	～
		造	階　　㎡	

手持ち業務の状況　　　　　　　（R○○．○○．○○現在）

業　務　名	発　注　機　関　名	履　行　期　間
		～
		～
		～
		～
		～

注）1．記載にあたっては、別添「簡易公募型プロポーザル方式技術提案書の作成上の注意事項（以下、「注意事項」という。）」によること。
2．前々年度の4月1日から前年度の3月31日までの間に予定技術者が取得した建築CPDの実績について、建築CPD運営会議事務局が発行する「建築CPD実績証明書」（写しでも可）を添付すること。
3．過去5年間の類似業務の実績が確認できる書類（注意事項参照）を添付すること。
4．同種業務を優先して記入すること。
5．担当技術者が複数いる場合も、1人ずつ記載すること。

様式6　　設計事務所の過去10年間の受賞歴等

○設計事務所の過去10年間の受賞歴等

年月日	賞又は設計競技の名称	賞又は設計競技の主催者	受賞内容	受賞対象施設名	受　賞　者	
					支店・本社・個人	受賞者名

注）1.　作成にあたっては、別添「簡易公募型プロポーザル方式技術提案書の作成上の注意事項」によること。
2.　過去10年の間に、設計者を選定する設計競技や自治体などが主催する建築賞などを受賞したものの賞状や雑誌等刊行物など受賞を証する資料の写し（受賞者である設計事務所又は個人が特定できるもの）の写しを添付すること。なお、賞状等に予定技術者の氏名しか記載されていない場合は、受賞時に当該設計事務所に所属していたことがわかる資料を添付すること。
3.　受賞者が組織の場合、当該設計事務所以外の他支店名等が記載されている添付資料、又は当該設計事務所名（支店名含む）が確認できない添付資料は当該受賞歴等を評価の対象としません。（添付資料で支店名が確認できない場合は、当該設計事務所が当該受賞業務に携わったことが確認できる契約書の写し等の資料を添付すること。）

簡易公募型プロポーザル方式技術提案書の作成上の注意事項

1　業務実施体制（様式4）

表1　この様式で記載する予定技術者と兼務できる範囲、再委託を認める分野

分担 業務分野	予定技術者	自社の予定技術者		協力会社 への再委託
		選　任	兼務できる範囲	
―	管理技術者	必　要	他の分担業務分野の兼務は認めない。	認めない。
建築	主任担当技術者	必　要	他の分担業務分野との兼務を認める。	認めない。
構造	主任担当技術者 又は担当技術者	必　要	他の分担業務分野との兼務を認める。	認める。
積算	主任担当技術者 又は担当技術者	必　要	他の分担業務分野との兼務を認める。	認める。
電気	主任担当技術者 又は担当技術者	必　要	他の分担業務分野との兼務を認める。	認める。
機械	主任担当技術者 又は担当技術者	必　要	他の分担業務分野との兼務を認める。	認める。

注）再委託先である者が愛知県建設局、都市整備局及び建築局の建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格者である場合は、当該者が指名停止期間中でないこと。

（1） 記載要領

① 管理技術者は、一級建築士であること。また、主任担当技術者及び担当技術者との兼務は認めません。

② 予定技術者（管理技術者を除く。）は、表1で選任が必要とされている分担業務分野ごとに自社の予定技術者を必ず選任し、記載すること。なお、表1により他の分担業務分野との兼務を認めている場合は兼務が可能です。

③ 担当技術者を複数配置する場合は、主担当者となる者の氏名の前に◎を付すこと。◎の記載がない場合は、一番上段に書いた者を主担当者とみなす。なお、主担当者は各分野で1人とし、主担当者を複数設定することはできない。

④ 表1により協力会社への再委託が認められている分担業務分野について、協力会社に再委託する場合は、自社の予定技術者の下に、協力会社の予定技術者を併記し、その者の「所属」欄に協力会社名等を記載すること。

⑤ 各予定技術者が⑵①に掲げる資格を有する場合は、「資格」欄にその資格を記載すること。

⑥「予定技術者」が建築士法に規定する建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士の場合、「定期講習修了年月日」欄に建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了年月日を記載すること。
なお、建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士事務所に所属した建築士であって、建築士定期講習を受けたことがない者については、当該建築士試験に合格した日を記載すること。
また、構造又は設備設計一級建築士証の交付を受けた者であって、構造又は設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者については、当該建築士証の交付を受けた日を記載すること。

（2） 評価方法

① 予定技術者の資格の評価は、一級建築士、二級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築積算士、建築設備士、技術士等それぞれの分野で設計上有効な国家資格又はそれに準ずる資格の保有状況により加点評価します。

②「資格」欄に複数の資格が記載されている場合は、そのうち最も加算点の高い資格を評価の対象とします。

③ 予定技術者の「資格」欄に記載された資格について、次のアからウのいずれかに該当する場合は、当該資格者として評価の対象としません。

ア　添付資料により資格の保有状況が確認できない場合

イ　建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士について、建築士法第22条の2に規定する定期講習を適切に受講していることが添付資料により確認できない場合

ウ　有効期限のある資格で、添付された資格者証等の有効期限が切れている場合

④「様式4　業務実施体制」の「担当技術者」欄に協力会社の予定技術者が記載されている場合、協力会社の予定技術者（複数配置されている場合は、協力会社の主担当者）の資格により評価します。

（3） 提案を無効とする場合

次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、提案を無効とします。

ア　管理技術者が一級建築士資格を有していることが添付資料で確認できない場合

イ　管理技術者が建築士法第22条の2に規定する定期講習を適切に受講していることが添付資料により確認できない場合

ウ　建築士法第23条の6に規定する「設計等の業務に関する報告書」の提出が適切に行われていることが添付資料により確認できない場合

エ　表1で示された「予定技術者の選任」、「兼務できる範囲」、「協力会社への再委託」を満足しない場合

２ 予定技術者の業務実績等（様式５）

（1） 記載要領

①「様式4　業務実施体制」に記載した予定技術者（自社・協力会社とも）１人について一枚ずつ作成すること。

②「所属」、「区分」、「分担業務分野」及び「設計区分」欄は、該当しないものを削除するか、記載のないものがあれば追加すること。また、複数の分担業務分野を兼務する場合は、その分野名を列記すること。

③「建築CPDの実績」欄は、前々年度の4月１日から前年度の3月31日まで間に予定技術者が取得した建築CPDの実績について、建築CPD運営協議会事務局が発行する「建築CPD実績証明書」に記載されている時間数を記載すること。

④ 過去5年間の類似業務の実績については、次のアからウまでに定めるとおりとします。

ア　この業務における類似業務は、次のとおりとします。

・構　　造 ： 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 ・規　　模 ： 延べ面積2,700㎡以上 ・用　　途 ： 庁舎又は民間事務所 ・工事の種別： 新築、増築又は改築 ・業務の種別： 実施設計 ※　延べ面積とは、新築、改築の場合は1棟の面積を、増築の場合は増築部分の面積をいう。 ※　庁舎とは、国又は地方公共団体がその事務又は事業の用に供する建築物で、学校、病院、住宅等を除くものをいう。 ※　複合施設の場合は、庁舎又は民間事務所として使用する面積（これに付随する共用部分も含む。）が2,700㎡以上ある建物とする。 ※　設計共同体としての実績は、出資比率50％以上のものに限る。

イ　「過去5年間の類似業務の実績」欄には、予定技術者が今年度の4月１日の5年前から技術提案書を提出する日の前日までに完了した業務のうち、アに示す業務に該当するものの実績5件以内（5件以上ある場合は5件まで）を記載すること。

ウ　「過去5年間の類似業務の実績」欄に記載された業務が類似業務であることを確認できる書類（契約書、設計図面の写し等業務の対象となる建築物の用途や規模、業務の内容などアに示す業務と合致することが確認できるもの）及び当該事務所（協力会社を含む。）が当該業務に携わったことを確認できる書類を添付すること。

【確認できる書類の例】
- 契約書の写し（契約案件名、契約締結者及びアに示す業務と合致することが確認できる部分のみで可）
- 設計図面の写し（設計案件名、設計者名及びアに示す業務と合致することが確認できる部分のみで可）
- 建築士法第24条の4の規定により保存されている帳簿の写し
- 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ情報（写しでも可）＋設計建築物の用途規模などが確認できるもの　等
- 当該施設の発注者に提出した業務体制表等

（2） 評価方法

① 各予定技術者の建築CPDの実績及び過去5年間の類似業務の実績により加点評価します。

② 過去5年間の類似業務の実績が5件を超える場合、そのうち5件を記載すること。

③ <u>過去5年間の類似業務の実績について、次のアからウまでのいずれかに該当する場合など要求されている事柄が満足されていない場合は、当該業務を評価の対象としません。</u>

ア　添付資料が無い場合

イ　<u>添付資料により類似業務であることが確認できない場合（延べ面積が確認できない等）</u>

ウ　添付資料により予定技術者が属する事務所（協力会社を含む。）が当該業務に携わったことを確認できない場合

④ 主任担当技術者について、手持ち業務の繁忙度が高い場合、減点となります。

⑤「様式4　業務実施体制」の「担当技術者」欄に協力会社の予定技術者が記載されている場合は、<u>協力会社の予定技術者の資格、建築CPDの実績、業務実績等により評価します。</u>

３ 設計事務所の過去10年間の受賞歴等（様式６）

（１） 記載要領

① 次に掲げる項目の全てに該当する受賞歴などを評価の対象とします。

・ 過去10年間（今年度の4月１日の10年前から技術提案書を提出する日の前日まで）に、受賞等したものであること。

・ 当該設計事務所（建築士法第23条に基づく登録を受けている事務所を単位とする）又は予定技術者（当該設計事務所に所属しているときに限る。）が受賞したものであること（受賞者が建築主又は施工者の場合は対象外）。

・ 設計者を選定するための設計競技（主催者を問わない。）での当選や入選、自治体又は公的団体（財団法人、社団法人などで非営利又は公益的な活動をしている団体）が主催する建築賞等であること。

② 「年月日」欄は、授賞式の日時、賞状の日付等を記載すること。

③ 「受賞内容」欄は、大賞、佳作、1等、2等、当選等、賞状等に記載されているものを記載すること。

④ 「受賞者」欄は、組織又は個人の別を明らかにして記載すること。

⑤ プロポーザルの当選や協力事務所の受賞等は対象になりません。

⑥ 過去10年間の受賞経歴が5件を超える場合は、設計競技における当選を優先して5件を記載すること。

※同一の物件で複数受賞しているものについては、1件のみ評価するものとする。

（２） 評価方法

① 受賞履歴数や受賞内容（設計者を選定する設計競技における当選は重く評価する。）から加点評価をします。

② 添付資料が無い、又は添付資料により受賞内容などが(1)①に該当することが確認できない場合は、当該受賞歴等を評価の対象としません。

③ 受賞者が組織の場合、当該設計事務所以外の他支店名等が記載されている添付資料、又は当該設計事務所名（支店名含む）が確認できない添付資料は当該受賞歴等を評価の対象としません。（添付資料で支店名が確認できない場合は、当該設計事務所が当該受賞業務に携わったことが確認できる契約書の写し等の資料を添付すること。）

４ そ の 他

・ 文字の記載サイズは、10ポイント程度とします。

・ 様式をパソコン等で作成した場合は、注意書きを記載する必要はありません。

・ 添付資料は、各様式に記載されている内容を確認するために添付していただくものであり、添付資料の法適合性の確認を行うものではありません。ただし、明らかな法令違反を確認した場合は管轄する部局へ通報する場合があります。

様式10

社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

社会的価値の実現に資する取組について、下記のとおり申告します。

記

評価項目	SDGsとの相関	申告内容	添付書類（写）
環境マネジメントシステムの導入		□　ＩＳＯ１４００１の認証	□ 登録証
		□　エコアクション２１の認証	□ 登録・承認証
		□　ＫＥＳの認証	□ 登録証
		□　エコステージの認証	□ 認証書
自動車エコ事業所の認定		□　自動車エコ事業所の認定	□ 認定証
障害者法定雇用率の達成		□　障害者雇用状況の報告義務がある （法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が４３．５人以上） □ 障害者法定雇用率を達成 □ 障害者法定雇用率を未達成	□ 障害者雇用状況報告書 □ なし
		□　報告義務がない （法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が４３．５人未満）	□ なし
協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用		□　協力雇用主の登録	□ 証明書 (証明日より１年以内のものに限る)
		□　保護観察対象者等の雇用	□ 証明書 (証明日より１年以内のものに限る)
障害者就労施設等からの調達実績		□　障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）	□ 調達実績の分かる書類 契約書、納品書、請求書、領収書等
女性の活躍促進		□　あいち女性輝きカンパニーの認証	□ 認証書
		□　女性の活躍促進宣言の提出	□ 受理書(※)
		□　えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	□ 基準適合一般事業主認定通知書等
ワーク・ライフ・バランスの推進		□　愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録	□ 登録証
		□　あいちっこ家庭教育応援企業への賛同	□ 賛同書
		□　くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定	□ 基準適合一般事業主認定通知書等
		□　愛知県休み方改革マイスター企業の認定	□ 認定証
エコモビリティライフの推進		□　あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入	□ 加入証明書
		□　エコ通勤優良事業所の認証	□ 登録証
安全なまちづくりと交通安全の推進		□　愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録	□ 登録証
		□　活動報告書の提出 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの１年間の活動報告書に限る。	□ 報告書
健康づくりの推進		□　愛知県健康経営推進企業の登録	□ 証明書
取引適正化の推進		□　パートナーシップ構築宣言の公表	□ 宣言文

（※）あいち女性輝きカンパニーの認証書を提出する場合は、女性の活躍促進宣言の提出に係る受理書の添付を省略することができる。

記　入　要　領

(1) 「申告内容」欄は、**技術提案書提出日時点**で取得している認証又は登録、障害者法定雇用率の達成状況など、申告する事項にチェックマーク（☑）を記入してください。
(2) 提出にあたっては、「添付書類（写）」欄の該当項目（書類）にチェックマーク（☑）を記入の上、申告する内容を証明する書類の写しを添付してください。
(3) 紛失等により登録証等がない場合は、下記の当該制度を所管する機関（愛知県の当該制度を所管する課、当該制度を所管する国の機関又は団体）にお問合せの上、再発行又は登録等を証明する書類の交付を受けてください。
(4) 「障害者法定雇用率の達成」については、障害者の雇用の促進等に関する法律、同施行令及び同施行規則の関係規定により、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数が43.5人以上の事業主に対して、障害者の雇用状況の報告が義務付けられています。
　申告する際には、報告義務の有無を記入し、義務がある場合は、障害者法定雇用率の達成状況を併せて記入してください。また、法定雇用率を達成しているときは、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
(5) 「協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用」に係る証明書の様式は、愛知県労働局就業促進課にお問い合わせください（Webページからもダウンロードできます）。この様式に必要事項を記入の上名古屋保護観察所に持参し、証明書の交付を受けてください。
(6) 「障害者就労施設等からの調達実績」は、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」で定める対象事業者からの調達が対象です（愛知県福祉局福祉部障害福祉課Webページで確認できます）。
　なお、「特例子会社」「重度障害者多数雇用事業所」「在宅就業障害者」「在宅就業支援団体」「共同受注窓口」については、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱」による登録又は認定を受けたもの（「優先調達登録事業者」及び「共同受注窓口」取扱物品及び役務リストに掲載）に限ります。
(7) 「女性の活躍促進宣言」に係る受理書は、愛知県県民文化局男女共同参画推進課において交付を受けてください。
(8) 「あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入」に係る加入証明書は、愛知県都市・交通局交通対策課において交付を受けてください。
(9) 「パートナーシップ構築宣言の公表」に係る宣言文は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/）で公表している宣言文の写しを添付してください。
(10) ご不明な点がある場合は、下記へお問い合わせください。

内容	お問合せ先（愛知県庁　052-961-2111《代表》）
制度に関すること	愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
環境マネジメントに関すること	愛知県環境局環境政策部環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
自動車エコ事業所の認定に関すること	愛知県環境局地球温暖化対策課自動車環境グループ
障害者法定雇用率の達成、協力雇用主の登録及び保護観察対象者等の雇用に関すること	愛知県労働局就業促進課高齢者・障害者雇用対策グループ
障害者就労施設等からの調達に関すること	愛知県福祉局福祉部障害福祉課業務・調整グループ
女性の活躍促進に関すること（えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）を含む）	愛知県県民文化局男女共同参画推進課女性の活躍促進グループ
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録及びくるみん認定（トライくるみん認定・プラチナくるみん認定を含む）に関すること	愛知県労働局労働福祉課仕事と生活の調和推進グループ
あいちっこ家庭教育応援企業への賛同に関すること	愛知県教育委員会教育部あいちの学び推進課家庭教育・地域連携支援グループ
愛知県休み方改革マイスター企業の認定に関すること	愛知県労働局労働福祉課労使関係グループ
エコモビリティライフの推進に関すること	愛知県都市・交通局交通対策課モビリティサービス推進グループ
安全なまちづくりと交通安全の推進に関すること	愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループ
健康づくりの推進に関すること	愛知県保健医療局健康医務部健康対策課健康づくりグループ
取引適正化の推進に関すること	愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課経営支援・調整グループ

（参考）社会的価値の実現に資する取組の評価項目

区　　分	施策分野	評価項目
社会的取組	環境に配慮した事業活動	①ＩＳＯ１４００１、②エコアクション２１、③ＫＥＳ、④エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けていること
		⑤自動車エコ事業所の認定を受けていること
	障害者等への就業支援	⑥障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成していること （障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。）
		⑦名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して３か月以上雇用していること（※１：協力雇用主の登録のみ）
		⑧障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があること
	男女共同参画社会の形成	⑩あいち女性輝きカンパニーの認証を受けていること(※２：⑨女性の活躍促進宣言のみ)
		⑪えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること
	仕事と生活の調和	⑫愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けていること
		⑬あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出していること
		⑭くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けていること
		⑮愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けていること
	その他	（エコモビリティライフの推進） ⑯あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、かつ⑰エコ通勤優良事業所の認証を受けていること
		（安全なまちづくりと交通安全の推進） ⑱愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、かつ活動報告書（※３）を提出していること
		（健康づくりの推進） ⑲愛知県健康経営推進企業の登録を受けていること
		（取引適正化の推進） ⑳パートナーシップ構築宣言を公表していること

（※１）⑦保護観察対象者等を雇用していないが、「協力雇用主の登録」を受けている場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

（※２）⑩あいち女性輝きカンパニーの認証は受けていないが、当該認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」を提出している場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与する。

（※３）令和５年１月１日から令和５年12月31日までの活動報告書で評価する。

（※４）社会的取組の実施状況の確認方法は、「公契約を活用した社会的価値の実現に関する事務取扱要領」に規定された別紙２の記載のとおりとする。